

令和7年度中国四国地方災害廃棄物処理計画
策定及び改定等モデル業務

報 告 書（概要版）

令和8年3月

環境省中国四国地方環境事務所

1. 業務の概要

本業務は、災害廃棄物処理計画（以下、「処理計画」という。）を策定または改定するモデル自治体（以下、「モデル自治体」という。）に対して、現在の状況及び現行処理計画策定後の状況変化等を踏まえた検証を実施し、当該モデル自治体の処理計画の策定・改定を支援するとともに、本業務を通じて得られた知見を参考とすることによって、中国四国地方及びそれ以外の地域の自治体の処理計画策定及び改定の促進に資することを目的としている。

自治体の処理計画は、環境省が示した「災害廃棄物対策指針」（以下、「指針」という。）に基づいて策定されているが、現行の指針は、平成30年3月に改定されている。また、指針の「資料編」（技術資料）は随時改定されており、近年の災害対応の実績等を踏まえた修正や項目の追加が行われている。

令和6年能登半島地震においては、小規模自治体の処理体制が不足したことにより、被災地で処理しきれない災害廃棄物の広域処理の必要性が指摘されている。また、令和7年3月に南海トラフ巨大地震の被害想定を見直した報告書が公表されたことを受け、災害廃棄物等の発生量推計や仮置場候補地の選定等の対策・見直しが必要となっている。

表 1 モデル自治体の現行計画策定年月

モデル自治体		現行処理計画策定年月
島根県	島根県 ^{※1}	令和7年3月
	出雲市	平成29年3月 ^{※2}
	知夫村	未策定
高知県	高知県	平成31年3月
	高知市	令和3年3月
	安芸市	令和3年3月

※1 島根県は、県処理計画との整合を図るための助言のみを行う。

※2 令和7年1月に新施設稼働に伴う一部改訂を行っている。

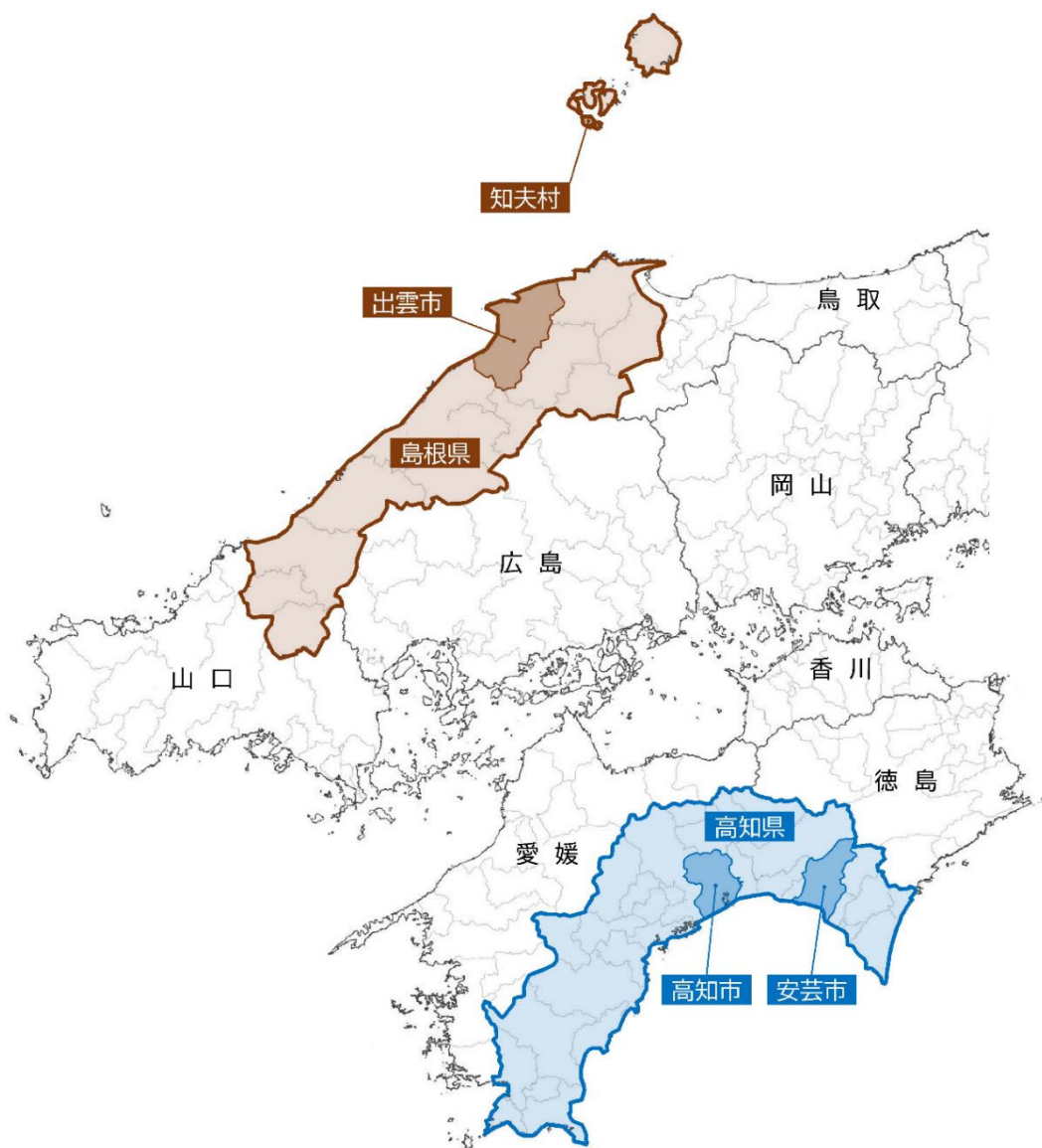


図 1 モデル自治体位置図

出典：国土地理院地図より作成

2. 災害廃棄物処理計画の策定及び改定に向けた検討

モデル自治体の基礎データ（地形、地勢、気候、産業、土地利用、人口推移、高齢化率等）を整理するとともに、想定災害の種類や規模、組織体制、仮置場候補地、収集運搬・処理体制等について、モデル自治体の現行計画策定時からの状況変化を調査し、モデル自治体における計画改定骨子（案）に反映する。

表 2 基礎データと処理計画策定・改定の観点の整理

基礎データ等の更新	処理計画策定・改定の観点
地形・地勢・気候・土地利用・産業構造・人口	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の運搬・処理（例：冬季の海上輸送、孤立集落の発生） ・処理困難物等の種類や発生場所
地震・津波被害想定調査報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物量
地域防災計画	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の組織体制、役割分担
仮置場候補地	<ul style="list-style-type: none"> ・収集運搬ルート ・運営
協定	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内外の災害廃棄物処理体制
一般廃棄物処理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・処理可能量

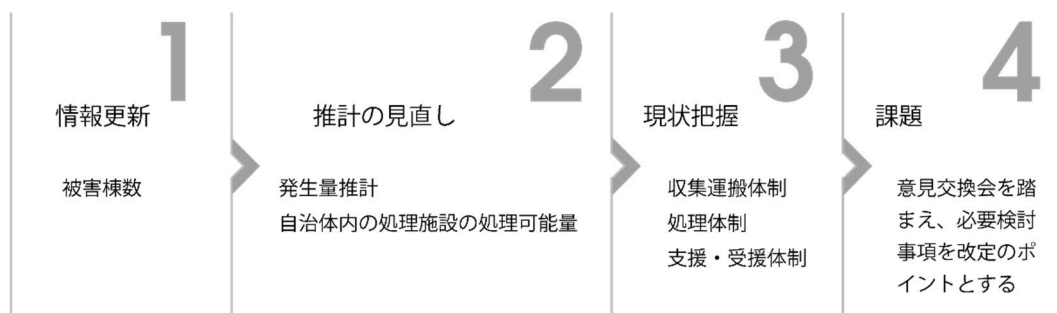


図 2 検討フロー

3. 関連法及び計画・指針・マニュアル等

災害廃棄物対策指針が改正された平成 30 年以降に改定があった主な計画やマニュアル等の内容について表 3 にまとめる。

表 3 主な計画等の策定・改正履歴

年月	項目	主な内容・ポイント
令和 3 年 3 月 (改正)	災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き	発災直後の具体的な動きに特化したマニュアル。
令和 5 年 4 月	災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン	自治体が計画の実効性を点検するチェックリスト。
令和 5 年 4 月	指針 技術資料	廃棄物発生量等の推計式が更新された。
令和 6 年 6 月	公費解体・撤去マニュアル (第 5 版)	申請書類の簡素化の方法が推奨された。
令和 6 年 8 月	第五次循環型社会形成推進基本計画	市町村の災害廃棄物処理計画の策定率 100% (2030 年目標) を掲げ、未策定自治体への働きかけが強化された。
令和 7 年 3 月	南海トラフ巨大地震対策ワーキンググループ ・最大クラス自身の被害想定について ・時間差を置いて発生する地震の被害想定について ・報告書について	モデルの変化 建物被害は、耐震化の進展により、全壊棟数は減少する。地盤モデルの細分化により、より狭い範囲での揺れやすさや液状化可能性が評価された。避難者数が大幅に上方修正された。災害関連死者数が定量化された。

4. モデル自治体の処理計画策定・改定骨子（案）の例

自治体が災害廃棄物処理計画の改定について検討する際に活用できるよう、指針及び、災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）をベースに記載の項目に基づいて確認及び検討する事項について整理した。

（1）知夫村

知夫村の処理計画策定骨子（案）を表 4 に示す。

表 4 知夫村処理計画策定骨子（案）

<p>▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項 ★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項 ＊：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項 ・：補足等</p>	
目次	知夫村 策定のポイント
第1章 基本的事項	
1 節 計画策定の背景及び目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指針や関連計画の策定状況 ・ 被災経験や過去の災害事例から得た知見・教訓
2 節 災害廃棄物処理の基本方針	<p>▼【ガイドライン p.17】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平時から災害廃棄物処理計画の点検を行うことに加え、災害時における災害廃棄物処理計画の活用方法が記載されていること。
3 節 基礎データの整理	<p>★【第1回議事概要 2.①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地勢、人口、産業構造、土地利用、交通量等の把握 ・ 想定される災害 ・ 発生する災害廃棄物
4 節 災害廃棄物発生量の推計	<p>▼【ガイドライン p.8】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物の発生量を推計するための推計式や推計条件（原単位、組成割合）が災害廃棄物処理計画に記載されていること。
	<p>▼【ガイドライン p.8】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県又は自区域の地域防災計画や被害想定調査報告書で想定されている災害を想定し、発生量の推計を行っていること。

- ▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項
- ★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項
- *：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項
- ・：補足等

目次	知夫村 策定のポイント
----	-------------

	<ul style="list-style-type: none"> ・可燃物、不燃物、コンクリートがら、金属くず、柱角材等、種類ごとに目安となる量を推計
5節 既存処理施設の能力	<ul style="list-style-type: none"> ・試算条件の検討 既存処理施設による処理の質的・量的な制約条件 ・推計の実施 既存施設での災害廃棄物処理可能量の推計

第2章 平時対応

1節 組織体制	<p>▼【ガイドライン p.6】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係他課を含む庁内の組織体制及び各担当の災害廃棄物関連業務の内容が記載されていること。 <p>→担当業務ごとに必要な人員、連携が必要な部署などを記述</p> <p>→地域防災計画への記載</p>
------------	---

	<p>▼【ガイドライン p.6】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織体制には、建築・土木職等の技術職が必要である旨が災害廃棄物処理計画に記載されていること。
--	--

2節 情報収集・連絡体制	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市区町村は、人命救助を優先しつつ、次の情報について優先順位をつけて収集し、被災都道府県へ連絡する。 <p>① 被災状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ライフラインの被害状況 避難箇所と避難者数及び仮設トイレの必要数 自区域内の一般廃棄物等処理施設（ごみ焼却施設、し尿処理施設、最終処分場等）の被害状況 有害廃棄物の状況 <p>② 収集運搬体制に関する情報</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路情報 収集運搬車両の状況 <p>③ 発生量を推計するための情報（現状を視察のうえ確認）</p> <ul style="list-style-type: none"> 全半壊の損壊家屋数と撤去（必要に応じて解体）を要する損壊家屋数
-----------------	---

- ▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項
- ★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項
- *：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項
- ・：補足等

目次	知夫村 策定のポイント
	<p>水害又は津波の浸水範囲（床上、床下戸数）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災市区町村は、被災都道府県等の外部組織との連絡手段を確保するとともに連絡窓口を決定する。また所管施設、被災現場で情報収集する職員等との連絡手段を確保する。（連絡手段の例：移動型防災無線、衛星電話等）
3節 協力・ 支援体制	<p>▼【ガイドライン p.18】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害支援協定締結先も含む具体的な複数の支援要請先（連絡先を含む）及び支援の内容が災害廃棄物処理計画に記載されていること。
	<p>▼【ガイドライン p.18】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ブロック行動計画に基づく支援が処理計画に記載されているか、地域ブロック行動計画を確認していること。
	<ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊との連携について「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアルについて」（令和2年8月）を記載する。 <p>自衛隊の派遣要請は都道府県知事等が行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放置車両等により道路が通行できないことも想定されるため、被災市区町村は自衛隊・警察・消防等に収集運搬ルートを示し、協力が得られる体制を確保する。 ・災害廃棄物等を撤去する際には、石綿や硫酸などの有害物質や危険物質が混在する可能性があるため、被災市区町村はその旨を自衛隊・警察・消防等へ伝えるとともに安全確保に努める。
	<p>▼【ガイドライン p.18】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理計画が庁内（首長等の上層部や関係他課）や住民、民間事業者へも周知されていること。
	<p>▼【ガイドライン p.18】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者（県や一部事務組合、協定締結先）と平時から情報交換や協議を定期的に行っていること。
4節 訓練・広報	<p>▼【ガイドライン p.19】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員への人材育成方法について記載されていること。 <p>→実効性のある研修、訓練の実施に関する内容や頻度</p> <p>→計画の実効性の検証</p>

- ▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項
- ★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項
- *：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項
- ・：補足等

目次	知夫村 策定のポイント
	▼【ガイドライン p.19】 ・連携先（事業者を含む）との訓練が実施されていること。
	▼【ガイドライン p.19】 ・連携先（事業者を含む）との訓練が継続的に行われていること。
	★【第1回議事概要 1.②、3.②】 ・地区ごとに集積所を設置・運営することも考慮し、住民への訓練を行う。
	▼【ガイドライン p.10】 ・住民や災害ボランティアへの広報（平時・災害時）の雛形が存在していること。
	▼【ガイドライン p.10】 ・災害時の廃棄物に関する広報を発災時にどこに掲示するか住民に周知できていること。
	▼【ガイドライン p.18】 ・ごみカレンダーや分かりやすいパンフレットを用いて、平時から住民等へ災害廃棄物対応に係る周知・広報を行っていること。 →災害廃棄物の分別ルール周知 →携帯トイレの使用方法的周知
5節 資機材の備蓄	★【第2回議事概要 3.】 ・仮設トイレ等（簡易トイレ、マンホールトイレ等含む）の必要数を算出し、その調達、設置、維持管理に関する役割分担を決める。
	★【第2回議事概要 3.】 ・災害廃棄物処理に関する必要資機材の種類、数量、調達先等についてリスト化し、調達先との協定等について整理する。
6節 仮置き場候補地	★【第1回議事概要 1.】 ・仮置き場候補地の検討に必要な条件については、総合的な評価により優先順位をつけて確保に努めることとする。その際に必要となる調整、協議、手続等についても整理する。

- ▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項
- ★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項
- *：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項
- ・：補足等

目次	知夫村 策定のポイント
7節 計画の定期的見直し	▼【ガイドライン p.17】 ・災害廃棄物処理計画の見直し・改定頻度が計画に記載されていること。 →市の廃棄物処理計画や地域防災計画と整合を取りつつ定める。
第3章 応急時対応	
1節 初動対応	★【第2回議事概要 4.】 ・勤務時間内外での災害発生を想定し、それぞれの場合における職員の基本行動を規定する。
2節 組織内の役割分担	★【第2回議事概要 4.】 ・必要な人員を速やかに確保し、災害廃棄物処理にあたる担当組織、緊急的な業務、役割分担について具体的に明示する（誰が、何を、いつやるのかを明確にすることが望ましい）。 ・発災後は、住民や関係機関等から問合せなどが殺到すると考えられ、各種相談窓口の設置を検討する。
	★【第2回議事概要 1.①】 ・受援の場合の依頼内容、協力・支援を行う場合の役割と業務内容等を明確にしておく。
3節 ごみの排出	★【第2回議事概要 1.】 ・避難所ごみ及びし尿の収集、処理体制について検討、整理する。
	★【第2回議事概要 1.】 ・仮設トイレの設置や収集運搬については、民間事業者との協定等に基づき、迅速な対応が必要となる。
	★【第2回議事概要 3.】 ・下水道施設の機能停止や停電による浄化槽の使用不能等について想定する。
4節 仮置場	▼【ガイドライン p.11】 ・片付けごみの回収方針・回収方法（ごみ出し支援・ごみ収集支援等の役割分担を含む）が災害廃棄物処理計画に記載されていること。
	▼【ガイドライン p.11】 ・無管理の集積所への対応方法が検討されていること。

- ▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項
- ★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項
- *：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項
- ・：補足等

目次	知夫村 策定のポイント
	▼【ガイドライン p.12】 ・求められる仮置場の必要条件が記載されていること。
	▼【ガイドライン p.12】 ・仮置場の候補地を事前に選定していること。
	▼【ガイドライン p.12】 ・仮置場候補地の地権者や管理者との事前調整や現地確認の実施など速やかな開設の準備が成されていること。
	▼【ガイドライン p.12】 ・仮置場の管理・運営に関して災害支援協定締結事業者等と事前調整が行われていること。
	▼【ガイドライン p.15】 ・仮置場における必要人数が災害廃棄物処理計画に記載されていること。
	▼【ガイドライン p.15】 ・仮置場候補地の形状に応じた災害の種類ごとの配置・レイアウトが災害廃棄物処理計画に記載されていること。 →レイアウトは、左折入場、時計回り、左折退場を基本にする。
	▼【ガイドライン p.15】 ・必要な資機材・調達方法が災害廃棄物処理計画に記載されていること。
	▼【ガイドライン p.15】 ・受付での留意事項や便乗ごみ対策が検討されていること。
	★【第1回議事概要 1.】 ・仮置場管理・運営体制の構築と具体的な運営方法 →職員配置、応援派遣、業者委託
	★【第1回議事概要 3.①】 ・交通誘導、荷下ろし、分別等の人員配置

- ▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項
- ★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項
- *：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項
- ・：補足等

目次	知夫村 策定のポイント
	<p>*土砂の保管 土砂災害等の場合、大量の土砂混じりがれきを集積、保管する仮置場も必要</p> <p>*進捗管理 仮置場の廃棄物量把握（数量管理）の徹底</p> <p>*仮置場返還 利用期間終了後の現状復旧と返還手順の検討</p>
第4章 復旧・復興時対応	
1 節 処理フロー	<p>▼【ガイドライン p.10】 ・災害廃棄物の最低限の分別種類が災害廃棄物処理計画に記載されていること。</p>
	<p>▼【ガイドライン p.7】 ・災害廃棄物処理のタイムラインや処理スケジュール（特に初動期を詳細に記載したもの）が記載されており、災害廃棄物処理事業の全体像を把握できること。 ・実行計画の策定に必要な情報を整理すること。 (災害廃棄物発生量推計、処理期間)</p>
	<p>▼【ガイドライン p.16】 ・分別後の災害廃棄物について、種類ごとに搬入先と受入条件等の協議・合意が得られていること。</p>
	<p>▼【ガイドライン p.16】 ・自区域内処理 廃棄物種類別に処理方針、必要資機材、処理フローを整理する。</p>
	<p>★【第2回議事概要 1.】 ・島外処理 自区域内の処理施設では処理できない災害廃棄物について、広域処理、民間事業者の活用、仮設処理施設の設置等を検討し、処理フローを作成する。 ・リサイクル 廃棄物の種類ごとの適切な受け入れ先及び受け入れ可能量</p>

- ▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項
- ★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項
- *：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項
- ・：補足等

目次	知夫村 策定のポイント
2節 収集運搬	★【第2回議事概要 1.】 ・自区域内の収集運搬資機材について把握
	★【第1回議事概要 4.】 ・ハザードマップ等を参考に冠水地域や災害時に運行不能なルートの把握
	★【第2回議事概要 1.⑤】 ・島外搬出の手配、船の種類について整理 ・支援が必要な内容と支援先について整理 →支援要請の手順確認
3節 特殊な廃棄物の処理	★【第1回議事概要 6.】 ・隠岐地域では、漁港や沿岸の工場由来の廃棄物の発生が想定されるが、一般廃棄物処理施設で処理できない廃棄物は、速やかに専門処理業者に委託する等、住民に影響・不安を与えない対策を検討する。 ・PCB含有物、危険物、毒劇物等については、他の災害廃棄物と分離して管理することが望ましく、コンクリート床と屋根がある廃棄物処理施設のストックヤード等を活用する方針とする。
	*思い出の品 取扱い方法については、東日本大震災の事例等をもとに整理する。
	*空き家の倒壊 被災が想定されるエリアでの空き家の把握
	*家屋解体業者 要請手順の確認
	*公費解体等の制度 制度活用に関する対応の検討
	*石綿を含有する建材への留意
	・建設リサイクルの推進

- ▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項
- ★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項
- *：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項
- ・：補足等

目次	知夫村 策定のポイント
4節 処理事業費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害等廃棄物処理事業費補助金の活用の検討 ・ 災害報告書の作成 ・ 根拠資料の収集・整理（契約書類、帳票類、写真等） ・ 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の活用の検討

(2) 出雲市

出雲市の処理計画改定骨子（案）を表 5 に示す。

表 5 出雲市処理計画改定骨子（案）

<p>▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項</p> <p>★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項</p> <p>*：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項</p> <p>☑：計画に記載しないまでも、課内で整理や検討すること等で計画の実行性が向上する事項</p> <p>・：補足等</p>	
現行処理計画の 目次	出雲市 確認及び検討のポイント
第 2 部 災害廃棄物対策	
第 1 章 組織体制・ 指揮命令系統	<p>▼庁内体制の確立【ガイドライン p.6】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係他課を含む庁内の組織体制及び各担当の災害廃棄物関連業務の内容を整理する（公費解体、受援体制構築も含む）。 ・各業務の担当部署、必要人数等を検討する。
	<p>★技術職の確保【第 3 回議事概要 1.①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務職、市役所 0B 等を対象に積算対応可能な人材を整理する。
第 3 章 協力・支援体制	
2. 行政団体との 協力・支援	<p>★災害ボランティアとの連携【第 3 回議事概要 3.①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアに重点的に支援してもらえる内容を整理する。
3. 民間業者との 連携	<p>▼関係者との連携【ガイドライン p.18】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災後における民間業者への指示系統、連絡網を整理する。 ・支援要請フローを検討する。 ・災害支援協定締結先も含む具体的な複数の支援要請先（連絡先窓口を含む）及び支援の内容を記載する。 ・協定の支援内容・発動条件が分かるように整理する。 ・地域ブロック行動計画に基づく支援要請フローを記載する。 ・計画を庁内（首長等の上層部や関係他課）や住民、民間事業者に周知する方法を検討する。

<p>▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項</p> <p>★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項</p> <p>*：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項</p> <p>☑：計画に記載しないまでも、課内で整理や検討すること等で計画の実行性が向上する事項</p> <p>・：補足等</p>	
現行処理計画の 目次	出雲市 確認及び検討のポイント
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係者（県や協定締結先）と平時から情報交換や協議を定期的に行う旨を記載する。 ・ ごみカレンダーやパンフレットを作成し、平時から住民等へ災害廃棄物対応に係る周知・広報を行う。 <p>★民間業者への委託【第3回議事概要 2.①、②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間業者に処理等を委託する範囲を検討する。 ・ 災害廃棄物処理の業務内容に応じた各種コンサルタントの活用を記載する。
第4章 平常時の準備及び職員への教育訓練・研修	
1. 平常時の準備	<p>▼広報【ガイドライン p.10】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民や災害ボランティアへの広報（平時・災害時）の雛形を作成する。 ・ 災害時の広報掲示場所を住民に周知する。
	<p>▼計画の点検、共有、改定【ガイドライン p.17】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の見直し・改定頻度を計画に記載する。 ・ 計画を回覧する習慣を作る（職員の異動年度当初等）。 ・ 出雲市地域防災計画との整合性を図る。
2. 職員の教育訓練・研修	<p>▼人材育成【ガイドライン p.19】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 図上演習等、人材育成につながる活動内容について実施計画を検討する。 ・ 連携先（事業者を含む）との災害廃棄物処理の対応について共通認識を図るための訓練や研修の実施について検討する。 ・ 他自治体が被災した際に職員を支援者として派遣する枠組みについて検討する。
	<p>★情報伝達訓練【第3回議事概要 3.②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所トイレの開設・運用に関する情報伝達訓練の実施を検討する。
	<p>★計画の共有【第1回議事概要 4.①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当課内での計画の共有方法、他部署との連携について具体策を検討する。

<p>▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項</p> <p>★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項</p> <p>*：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項</p> <p>☑：計画に記載しないまでも、課内で整理や検討すること等で計画の実行性が向上する事項</p> <p>・：補足等</p>	
現行処理計画の目次	出雲市 確認及び検討のポイント
	<p>*実務経験者の整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理業務実務経験者をリストアップする。
第7章 災害廃棄物発生量（避難者等の生活に伴い発生するもの）	
1.被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物	<p>★簡易トイレ等の備蓄【第2回議事概要 3.②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所ごとの簡易トイレ等の備蓄状況を整理する。 ・携帯トイレ、簡易トイレの利用方法を周知する。
	<p>★発生量等の予測【第2回議事概要 3.③】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所の位置、収容人数等を整理し、し尿処理量（汚物袋含む）を検討する。
	<p>★収集運搬能力【第2回議事概要 1.②、④】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間業者を含めた収集車両の種類、台数を整理し、収集運搬能力を把握する。
	<p>★汚物の取扱い【第2回議事概要 3.④、⑤】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易トイレ使用後に発生する汚物袋の取扱い方法、運搬方法を検討する。
	<p>★し尿の市外処理【第2回議事概要 3.①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災後のし尿受入について、近隣自治体との事前調整を記載する。
第8章 災害廃棄物処理	
3.処理スケジュール	<p>▼スケジュール検討【ガイドライン p.7】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理の処理スケジュール（特に初動期を詳細に記載したもの）を検討する。 ・災害の種類・規模に応じた処理スケジュールを検討する。
	<p>★初動マニュアル【第1回議事概要 5.①、②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初動期の作業内容をチェックリスト形式で作成する等して、初動マニュアルを作成する。

- ▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項
- ★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項
- *：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項
- ☑：計画に記載しないまでも、課内で整理や検討すること等で計画の実行性が向上する事項
- ・：補足等

現行処理計画の 目次	出雲市 確認及び検討のポイント
4. 仮置場	<p>▼仮置場の確保・設置【ガイドライン p.12】 仮置場の管理・運営【ガイドライン p.15】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置場の管理・運営に関して災害支援協定締結事業者等と事前調整を図る。 ・ 最低1名は被災自治体職員を仮置場へ配置する旨を記載する。 ・ 必要人員の確保方法や民間事業者の活用について検討する。 ・ 必要な資機材、管理に必要な重機等の調達先や支援要請先を記載する。 ・ 夜間の不法投棄対策や便乗ごみ防止、火災予防措置、安全管理の方法を記載する。
	<p>★仮置場候補地【第2回議事概要 2.①、②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害（地震災害）では、「出雲エネルギーセンター」、「出雲クリーンプラザ」を中心とした仮置場の運営方法を検討する。 ・ 水害時は、旧市町に最低1つの仮置場を開設できるように候補地を選定する。 ・ 応急仮設住宅の候補地を考慮して仮置場候補地を選定する。
	<p>★仮置場の運営【第1回議事概要 2.①】【第2回議事概要 2.③】 【第3回議事概要 4.①、②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受付での確認事項、手順等を整理する。 ・ 便乗ごみの対策について、事例を参考に整理する。 ・ 処理困難物が搬入された場合の水質汚染対策を検討する。 ・ 仮置場周辺の渋滞対策を検討する。 ・ 外国人向けの広報を検討する。
5. 収集運搬	<p>▼片づけごみ対応【ガイドライン p.11】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 片付けごみの回収方法（住民が仮置場に直接搬入、自宅敷地内に排出後に自治体が回収、地域で集積所を設置・管理し自治体が仮置場まで運搬等）を災害の種類や規模ごとに検討する。 ・ 自治体が回収する場合の体制構築方法を検討する。

▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項

★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項

*：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項

☑：計画に記載しないまでも、課内で整理や検討すること等で計画の実行性が向上する事項

・：補足等

現行処理計画の目次	出雲市 確認及び検討のポイント
	<ul style="list-style-type: none">・無管理の集積所への対応方法を検討する。★収集運搬方法【第1回議事概要 1.①、②】【第3回議事概要 5.②】<ul style="list-style-type: none">・高齢者や運搬車両を所有していない人の片付けごみの収集方法を検討する。・戸別収集が可能な収集体制を検討する。・路上排出された場合に収集が困難になる地域を整理し、対応策を検討する。★排出方法【第1回議事概要 1.③】<ul style="list-style-type: none">・分別排出の周知徹底（仮置場での分別、水害ごみへの泥混入防止等）★収集運搬能力【第2回議事概要 1.②、③】<ul style="list-style-type: none">・産廃業者、土建業者を含めた収集車両の種類、台数を整理し、収集運搬能力を把握する。★孤立集落への対応【第1回議事概要 1.④】【第3回議事概要 5.①】<ul style="list-style-type: none">・孤立集落が発生した場合の対応策について、前例を参考に整理する。
9. 分別・処理・再資源化	<p>▼処理・処分【ガイドライン p.16】</p> <ul style="list-style-type: none">・処理先と想定する中間処理施設及び最終処分場等の施設について、施設の処理能力や処理可能量、受入れ条件（破碎処理施設での長さ規定等）を整理する。・施設担当者と発災時の対応事項について共通認識を図るための方策を検討する。・有害物質取扱事業者を整理する。・再生利用先の把握と受入れ条件等を事前調整する。
11. 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策	<p>★適正処理【第1回議事概要 3.①】</p> <ul style="list-style-type: none">・油やフロンガスが入っている機械等が混合して排出された場合の対処を整理する。 <p>*処理困難物の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none">・太陽光パネル、リチウム電池等の取扱いを追記する。

(3) 高知県

高知県の処理計画改定骨子（案）を表 6 に示す。

表 6 高知県処理計画改定骨子（案）

<p>▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項 ★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項 ＊：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項 ☑：計画に記載しないまでも、課内で整理や検討すること等で計画の実行性が向上する事項 ・：補足等</p>	
現行処理計画の 目次	高知県 確認及び検討のポイント
第2編 本編	
第1章 組織体制・指揮命令系統	
2. 災害廃棄物 処理チーム	<p>▼庁内体制の確立【ガイドライン p.6】 ☑各業務の担当部署、<u>必要人数等</u>を検討する。</p>
	<p>★記録の重要性【第3回に向けて⑦】 ☑災害廃棄物処理業務における記録専任者の設置を検討する。</p>
第2章 情報収集・連絡網	
1. 災害対策本 部事務局等 から収集す る情報	<p>★道路啓開情報【第1回議事概要 ①、②、⑦】 ☑最優先事項である道路啓開について、発災後の道路状況に応じて、どの道が通行可能かを迅速に把握し、協定先等の関係者と連携する手段を検討する。 ☑協定先との災害時情報共有システムの体制構築について検討する。</p>
第3章 協力・支援体制	
1. 近隣県の協 力・支援	<p>▼関係者との連携【ガイドライン p.18】 ☑計画を庁内（首長等の上層部や関係他課）で周知する。</p>
	<p>★災害廃棄物処理における越境対応【第3回に向けて③】 ☑災害廃棄物やし尿の越境処理（幡多地域→愛媛県、黒潮町→四万十町）について、県が市町村単独でなく地域として方針をまとめ、隣接県や他ブロックとの連携を調整する体制について検討する。</p>
2. 民間事業者 との連携	<p>▼関係者との連携【ガイドライン p.18】 ☑関係者（市町村や協定締結先）と平時から情報交換や協議を定期的に行う。 ☑計画を民間事業者へ周知する</p>

<p>▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項</p> <p>★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項</p> <p>*：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項</p> <p>☑：計画に記載しないまでも、課内で整理や検討すること等で計画の実行性が向上する事項</p> <p>・：補足等</p>	
<p>現行処理計画の 目次</p>	<p>高知県 確認及び検討のポイント</p>
<p>第4章 県民への広報</p>	
	<p>▼関係者との連携【ガイドライン p.18】</p> <p>☑パンフレットを作成し、平時から県民等へ災害廃棄物対応に係る周知・広報を行う。</p> <p>★平時における県民への啓発【第2回議事概要 ⑤、⑥】</p> <p>・仮設トイレやバキューム車の到着が大幅に遅延する際に、講ずる対応策について検討する。</p> <p>☑公助に全依存するのではなく、自助・共助を促す啓発について検討する。</p>
<p>第5章 県内の処理体制</p>	
<p>1. 県と市町村 の役割</p>	<p>*災害廃棄物対策の県及び市の役割</p> <p>・被災時の災害廃棄物に係る対応事項について県と市町村の役割と連携を整理し記載する。</p>
<p>4. 事務受託</p>	<p>★県が想定する市町村支援【第2回議事概要 ②】</p> <p>☑受託について県の考え方を整理する。</p> <p>☑事務受託ではなく、「人員の派遣」による支援を選択する際における県の体制等を整理する。</p>
<p>第6章 災害廃棄物処理業務</p>	
<p>6. 仮置場</p>	<p>▼（二次）仮置場の確保【ガイドライン p.12】</p> <p>☑仮置場の管理・運営に関して災害支援協定締結事業者等と事前調整が行われている。</p> <p>★一次仮置場から二次仮置場への移行【第3回に向けて ③】</p> <p>☑県の二次仮置場として想定する場所が市町村の一次仮置場と重複することが想定される場合には、補助制度及び経理処理の整理のため、事前協議の必要性について検討する。</p> <p>（搬入が一時的に止まる等、現場レベルで困難が生じる場合がある。）</p> <p>▼仮置場の管理・運営【ガイドライン p.15】</p>

<p>▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項</p> <p>★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項</p> <p>*：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項</p> <p>☑：計画に記載しないまでも、課内で整理や検討すること等で計画の実行性が向上する事項</p> <p>・：補足等</p>	
現行処理計画の 目次	高知県 確認及び検討のポイント
	<p>☑受付での留意事項を整理する（最低1名は被災自治体職員を仮置場へ配置する）。</p> <p>☑必要人員の確保方法や民間事業者の活用について検討する。</p> <p>・必要な資機材、管理に必要な重機等の調達先や支援要請先を記載する。</p> <p>・夜間の不法投棄対策、安全管理の方法を記載する。</p>
9. 損壊家屋等の撤去	<p>*市町村への支援</p> <p>☑損壊家屋等の解体・撤去の早期の体制整備に向け、解体組合等との協定に基づき、市町村支援に向けた調整をする際の体制等を検討する。</p> <p>☑市町村から派遣要請を受けた際に、県内外の市町村職員（経験者）の派遣に向けた調整を行うことについて整理する。</p>
12. し尿・生活雑排水	<p>★県・市町村の役割【第1回議事概要 ①、③】【第2回議事概要 ①、④、⑤】</p> <p>・仮設トイレの準備やレンタル手配について、県と市町村の役割を整理する。</p> <p>★浄化槽へのマンホールトイレの設置</p> <p>【第1回議事概要 ①、③、⑤～⑦】【第2回議事概要 ①、④、⑤】</p> <p>☑仮設トイレの設置や、携帯トイレの使用が災害発生後の初期対応として重要であるため、地域ごとのトイレ数やバキューム車の分布に関する基礎データを収集し整理する。</p> <p>☑道路啓開を踏まえたし尿処理計画と支援調整体制の整備を検討する。</p> <p>☑市町村の避難所や防災拠点での浄化槽点検を迅速に実施するための必要条件を整理する。</p> <p>☑浄化槽にマンホールトイレを設置する際の、浄化槽とマンホールトイレとの適合状況について整理をする。</p> <p>☑浄化槽にマンホールトイレを設置して使用する際における、行政側の運用方法について整理をする。</p> <p>・簡易トイレや協定に基づく仮設トイレの設置・汲み取り計画の整備を検討する。</p> <p>★関係者との連携【第1回議事概要 ①～⑧】【第2回議事概要 ①、②、④～⑤】</p> <p>☑市町村の地元業者が複数市町村にまたがり許可がある場合における調整方法について整理をする。</p>

<p>▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項</p> <p>★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項</p> <p>*：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項</p> <p>☑：計画に記載しないまでも、課内で整理や検討すること等で計画の実行性が向上する事項</p> <p>・：補足等</p>	
<p>現行処理計画の 目次</p>	<p>高知県 確認及び検討のポイント</p>
	<p>☑独立活動しているし尿収集業者の各団体の団体間調整について検討する。</p> <p>☑仮設トイレやバキューム車の到着が大幅に遅延する際に講ずる対応策について検討する。</p> <p>・発災後の効率的なし尿収集ルートを検討するための情報収集手段と連携方法について整理し記載する。</p>
<p>第8章 職員への教育訓練</p>	
	<p>▼人材育成【ガイドライン p.11】</p> <p>☑連携先（事業者を含む）との継続的な訓練の実施を検討する。</p>
	<p>*実務経験者の整理</p> <p>☑災害廃棄物処理業務実務経験者等をリストアップする。</p>
<p>資料編</p>	
<p>1. 関係機関連絡先</p> <p>(4) 協定団体</p>	<p>▼連絡先の明記【第3回に向けて ⑨】</p> <p>・民間の処理事業者（協定先）の担当窓口についても明記をする。</p>
<p>▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項</p> <p>★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項</p> <p>*：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項</p> <p>☑：計画に記載しないまでも、課内で整理や検討すること等で計画の実行性が向上する事項</p> <p>・：補足等</p>	
<p>【提案】 追加を検討 する内容</p>	<p>高知県 事項、ポイント</p>
<p>第●章 県を介した広域連携・調整体制</p>	
	<p>▼関係者との連携【ガイドライン p.18】</p> <p>・「地域ブロック行動計画」に基づく支援要請フローを記載する。</p>
	<p>★広域連携、国への支援要請【第3回に向けて ②】</p>

<p>▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項</p> <p>★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項</p> <p>*：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項</p> <p>☑：計画に記載しないまでも、課内で整理や検討すること等で計画の実行性が向上する事項</p> <p>・：補足等</p>	
【提案】 追加を検討 する内容	高知県 事項、ポイント
	<p>・災害廃棄物やし尿等で県内処理しきれないものについて、県外への排出にあたっては、「ブロック行動計画」(中国四国地方環境事務所が仲介役となって地方自治体をマッチングさせる仕組み)の活用について記載する。</p> <p>★支援要請の整理【第3回に向けて ②、④】</p> <p>・四国ブロック協議会の「ブロック行動計画」、環境省の「D.Waste-Net」、「人材バンク」等の支援要請について整理し記載する。</p> <p>★広域的な行政単位の関係整理【第3回に向けて ①】</p> <p>☑県をハブとして、国、近隣県、さらには広域行政単位との連携を整理し記述を厚くすることを検討する。</p> <p>★越境対応の実績づくり【第3回に向けて ③】</p> <p>☑越境対応は発災後にゼロスタートは不可能であるため、事前の協議や訓練を検討する。</p>
第●章 受援計画	
	<p>★受援体制の確立と受援環境の整備【第3回意に向けて ⑤】</p> <p>☑Webによる受援について検討する。</p> <p>☑支援者の滞在スペースの確保や、災害廃棄物担当課の動向を把握できる情報共有の環境整備について検討する。</p> <p>★戦略的支援の実施【第3回意に向けて ⑤】</p> <p>・支援と受援は表裏一体であるため、支援に行った振り返りを整理し、「受援計画」にフィードバックする。</p>
第●章 災害査定における県の役割 ※ただし処理事業の補助金であるため記載は最小限にする。	
	<p>★市町村への処理事業支援【第3回に向けて ⑦】</p> <p>・災害査定業務における環境省、県、市町村の役割を整理する。(災害査定日の日程調整、市町村への限度額通知、市町村への支払い等)</p> <p>・発災後からの記録を(1日1行程度のメモ書きであっても)必ず残すことを記載する。</p>

(4) 高知市

高知市の処理計画改定骨子（案）を表 7 に示す。

表 7 高知市処理計画改定骨子（案）

<p>▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項 ★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項 ＊：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項 ☑：計画に記載しないまでも、課内で整理や検討すること等で計画の実行性が向上する事項 ・：補足等</p>	
現行処理計画の 目次	高知市 確認及び検討のポイント
第 1 編 総則	
第 3 章 対象とする災害と被害想定	
	<p>★対象とする災害【第 1 回議事概要 4.①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市地域防災計画等を参考に、水害時（「' 98 高知豪雨」より被害想定が大きいもの）を追記する。
第 4 章 対象とする廃棄物の種類と特性	
(1) 災害時に発生する廃棄物	<p>＊災害時に対応が必要となる廃棄物の種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リチウムイオン電池を「危険物」に追記する。
	<p>＊有害物の発生源となるおそれのある施設等</p> <p>☑有害廃棄物の発生源となるおそれのある施設について、PRTR 法等を参考に必要に応じて整理する。</p>
(2) 取扱いに配慮が必要な廃棄物	<p>★し尿等固形化物への対応【第 3 回議事概要 5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・し尿等固形化物は生活ごみや避難所ごみと同様に焼却処理であるが、運搬方法が異なることによる分別の必要性や保管場所について整理し記載する。
	<p>★災害用トイレ設置後の回収【第 3 回議事概要 3.①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置後の回収を重視し、収集手配の判断が可能となる収集計画の整理をする。
	<p>★優先対応【第 2 回議事概要 5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物とし尿の各処理が円滑にできるような実用性の高いタイムラインを作成する。
第 2 編 災害廃棄物対策	

<p>▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項</p> <p>★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項</p> <p>*：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項</p> <p>☑：計画に記載しないまでも、課内で整理や検討すること等で計画の実行性が向上する事項</p> <p>・：補足等</p>	
<p>現行処理計画の 目次</p>	<p>高知市 確認及び検討のポイント</p>
<p>第3章 災害時の組織体制と指揮命令系統</p>	
<p>2. 災害廃棄物処理体制</p>	<p>▼庁内体制の確立【ガイドライン P.6】 【第1回議事概要 1.③】【第2回議事概要 3.①】</p> <p>・災害時の組織体制に建築・土木職等の技術職が必要であることを記載する。 (災害廃棄物処理部門と土木部門が連携することで災害査定までが非常に円滑に進む。)</p> <p>★担当部署における必要人員数【第2回議事概要 1.②】</p> <p>☑各業務の担当部署における必要人数等を検討する。</p> <p>*記録の重要性</p> <p>☑災害廃棄物処理業務の記録専任者の設置を検討する。</p>
<p>第5章 協力体制の構築</p>	
	<p>▼関係者との連携【ガイドライン p.18】</p> <p>☑協定の発動条件を分かるように整理する。</p> <p>☑関係者（協定締結先）と平時から情報交換や協議を定期的に行う。</p> <p>☑災害廃棄物処理計画を民間事業者へ周知する。</p>
<p>1. 受援・支援に対する考え方</p>	<p>★受援体制の構築</p> <p>・受援体制における連絡・指揮命令系統を整理する。</p> <p>☑支援での経験を受援計画にフィードバックする。</p> <p>★受援環境の整備【第2回議事概要 4】</p> <p>☑災害廃棄物処理の業務区分や受援の可能性がある業務等について整理する。</p> <p>☑資機材、実務環境、宿泊、支援員各自が持参してきて欲しい身の回り品等について検討する。</p>
<p>3. 民間事業者との連携</p>	<p>★協定発動の優先順位【第1回議事概要 4.②】</p> <p>☑複数の自治体と協定を締結している事業者における、協定発動の優先順位の確認を行う。</p>

<p>▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項</p> <p>★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項</p> <p>*：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項</p> <p>☑：計画に記載しないまでも、課内で整理や検討すること等で計画の実行性が向上する事項</p> <p>・：補足等</p>	
現行処理計画の 目次	高知市 確認及び検討のポイント
	<p>★協定先業者のスペックの整理【第1回議事概要 3.③】 【第1回議事概要 4.②】【第3議事概要 2】</p> <p>・協定先事業者の保有車両・人材・技能、連絡順位の整理をする。</p>
第6章 職員研修・訓練	
	<p>*実務経験者の整理</p> <p>☑災害廃棄物処理業務実務経験者をリストアップする。</p>
第7章 市民への広報・啓発	
1. 平時の啓発	<p>★住民の啓発と「自助・共助」【第1回議事概要 2.②】【第1回議事概要 3.④】 【第1回議事概要 4.③、④】</p> <p>・「自助」や「共助」の必要性について記載する。</p>
第9章 生活ごみ及び避難所ごみの処理	
5. 収集運搬体制	<p>★協定先業者のスペックの整理【第1回議事概要 3.③】 【第1回議事概要 4.②】</p> <p>・協定先事業者の保有車両・人材・技能を整理する。</p>
第10章 し尿等の処理	
(3) 本市の役割	<p>*県と市の役割</p> <p>・仮設トイレ設置後のし尿収集について県と市の役割を整理する。</p>
エ 浄化槽の復旧及び仮設住宅浄化槽の設置	<p>★浄化槽へのマンホールトイレ設置【第2回議事録 2.①】</p> <p>☑浄化槽にマンホールトイレ設置後の行政側の運用方法について整理をする。</p>
4. 災害用トイレの確保状況	<p>★災害用トイレ設置後の回収【第3回議事概要 3.②】</p> <p>・避難所での災害用トイレ設置状況を、災害対策本部・廃棄物対策本部及び避難所において共有する体制を記載する。</p>

<p>▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項</p> <p>★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項</p> <p>*：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項</p> <p>☑：計画に記載しないまでも、課内で整理や検討すること等で計画の実行性が向上する事項</p> <p>・：補足等</p>	
現行処理計画の 目次	高知市 確認及び検討のポイント
	☑収集の手配の判断について、廃棄物対策本部等でも行えるように汲み取り（回収）計画について、許可業者等とともに検討する。
(3) マンホール トイレの整 備	<p>★環境部局の役割【第3回議事概要 3.④】</p> <p>・汲み取り・処理・連携について整理し記載する。</p>
5. 収集運搬体制	<p>★協定先業者のスペックの整理【第1回議事概要 3.③】</p> <p style="text-align: center;">【第1回議事概要 4.②】</p> <p>・協定先事業者の保有車両・人材・技能を整理する。</p>
6. 処理	<p>★し尿等固形化物への対応【第2回議事概要 2.④】</p> <p>☑高知市清掃工場での焼却処分について整理する。</p> <p>☑含水率が高いため、焼却効率を低下させることへの対策について検討する。</p>
	<p>*域外処理の場合受け入れ確認</p> <p>☑域外処理となる際の施設によっては受入不可・制限付き受け入れとなる場合についての対策を検討する。</p>
第11章 災害廃棄物処理	
4. 災害廃棄物発 生量の推計	<p>▼災害廃棄物発生量の推計目的【ガイドライン p.8】</p> <p>・フェーズに応じた災害廃棄物発生量推計の目的について記載する。</p>
6. 仮置場の種 類・選定基 準・必要面積	<p>▼一次仮置場から二次仮置場への移行【第3回に向けて ③】</p> <p>☑市町村の一次仮置場と県の二次仮置場として想定する場所が重複することが想定される場合には、補助制度及び経理処理の整理のため、事前協議の必要性について検討する。</p> <p>(搬入が一時的に止まる等、現場レベルで困難が生じる恐れがある。)</p>
7. 一次仮置場の 設置・管理運 営	<p>▼仮置場の管理・運営【ガイドライン p.15～16】</p> <p>・仮置場で必要な作業や職員の役割、<u>必要人数</u>を記載する。</p> <p>・受付での留意事項や便乗ごみ対策を整理する（最低1名は被災自治体職員を仮置場へ配置する）。</p> <p>・必要人員の確保方法や民間事業者の活用について検討する。</p>

<p>▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項</p> <p>★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項</p> <p>*：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項</p> <p>☑：計画に記載しないまでも、課内で整理や検討すること等で計画の実行性が向上する事項</p> <p>・：補足等</p>	
現行処理計画の 目次	高知市 確認及び検討のポイント
	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な資機材、管理に必要な重機等の調達先や支援要請先を記載する。 ・夜間の不法投棄対策、火災予防措置、安全管理の方法を記載する。 ☑仮置場の管理・運営に関して、災害支援協定締結事業者等との事前調整について整理する。 <p>★委託の位置付け【第3回議事概要 4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市直営か委託かで手順が分岐する点をフロー上で示す。
12. 損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）	<p>▼建築・土木部門との連携【ガイドライン p.6】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害時には公費解体が必要となり、解体単価の設定等を含め、建築部門との連携が不可欠となる部分について整理する。 <p>★被災浄化槽の取り扱い【第2回議事概要 2.③】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分先の受け入れ条件やFRP処分方法について整理する。 <p>*建築・土木部門との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解体単価の設定等を含め、建築・土木部門との連携が不可欠となる部分について整理する。
14. 風水害における災害廃棄物の特徴	<p>★水害のタイムライン【第1回議事概要 4.①、③】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水害には災害対応準備期が存在し、水が引いた後は片付けごみの排出が早いことを記載する。 <p>★水害廃棄物の特徴【第1回議事概要 2.①】【第1回議事概要 4.③】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみ、生活ごみ及びし尿等について記載する。
関係機関の連絡先	
(4) 協定締結先	<p>▼関係者との連携【ガイドライン p.18】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害支援協定締結先の支援要請先（連絡先窓口を含む）及び支援の内容を記載する。

<p>▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項</p> <p>★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項</p> <p>*：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項</p> <p>☑：計画に記載しないまでも、課内で整理や検討すること等で計画の実行性が向上する事項</p> <p>・：補足等</p>	
<p>【提案】</p> <p>追加を検討する内容</p>	<p>高知市 事項、ポイント</p>
<p>第10章 し尿等の処理</p>	
<p>●. (し尿等) 固形化物</p>	<p>*特性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公衆衛生の確保に配慮し、適正処理が必要であることを記載する。 <p>*取り扱い、保管、運搬方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 可燃ごみとして取り扱うことや保管方法について検討する。 ・ 早期に収集・運搬する体制を検討する。
<p>●. (し尿処理等) 関係者との連携</p>	<p>*関係者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑簡易トイレや協定に基づく仮設トイレの設置・汲み取り計画の整備を検討する。 ☑し尿の収集運搬について、地元業者が複数市町村にまたがり許可を受けている場合について、調整方法を整理する。 ☑現状ではし尿収集業者の各団体が独立して活動しているため、団体間調整について検討する。 ☑仮設トイレやバキューム車の到着が大幅に遅延する際に講ずる対応策について検討する。 ☑収集車両の燃料の確保について検討する。(能登では、運搬車両の燃料が十分に確保できなかった事例があった。)
<p>第11章 災害廃棄物処理</p>	
<p>● 片付けごみ</p>	<p>▼片付けごみ対応【ガイドライン p.11】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 片付けごみの回収方法（住民が仮置場に直接搬入、自宅敷地内に排出後に自治体が回収、地域で集積所を設置・管理し自治体が仮置場まで運搬等）を災害の種類や規模ごとに検討する。 ・ 無管理の集積所が発生した場合の対応方法について整理する。 ・ 自治体が回収する場合の体制構築方法を検討する。 ・ 高齢者や運搬車両を所有していない人の片付けごみの収集方法を検討する。

<p>▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項</p> <p>★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項</p> <p>*：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項</p> <p>☑：計画に記載しないまでも、課内で整理や検討すること等で計画の実行性が向上する事項</p> <p>・：補足等</p>	
【提案】 追加を検討する内容	高知市 事項、ポイント
<p>● 災害廃棄物処理実行計画の策定</p>	<p>・ 大規模災害発生時と風水害発生時における実行計画に必要な事項と適宜見直しを行う事項を取りまとめて記載する。</p>
<p>第●章 事務委託</p>	
	<p>★事務委託の判断【第3回議事概要 6】</p> <p>☑委託の判断基準を検討する。</p> <p>★議会決議の期間への対応</p> <p>☑事務委託（議会議決が必要）発動までに要する2～3ヶ月の期間における対応策を整理する。</p>
<p>第●章 事業費管理（補助金と災害報告書作成）</p>	
<p>● 災害廃棄物処理事業補助金と関連業務</p>	<p>*補助金</p> <p>・ 災害等廃棄物処理事業補助金と廃棄物処理施設災害復旧事業補助金について参考となるHP及びURLを記載する。</p> <p>*災害報告書の作成</p> <p>・ 災害査定の備えに必要な災害廃棄物処理時の事項を記載する。</p> <p>・ 発災後からの記録を（1日1行程度のメモ書きであっても）必ず残すことを記載する。</p> <p>☑「災害廃棄物処理に係る市町村行動マニュアル」（高知県HP）についての記載を検討する。</p>

(5) 安芸市

安芸市の処理計画改定骨子（案）を表 8 に示す。

表 8 安芸市処理計画改定骨子（案）

<p>▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項 ★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項 ＊：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項 ☑：計画に記載しないまでも、課内で整理や検討すること等で計画の実行性が向上する事項 ・：補足等</p>	
現行処理計画の 目次	安芸市 確認及び検討のポイント
第1編 総則	
第1章 背景及び目的	
	<p>▼計画の点検・共有・改定【ガイドライン p.17】 ・災害廃棄物処理計画の見直し・改定頻度について記載する。</p> <p>＊記録の重要性 ☑災害廃棄物処理業務の記録専任者の設置を検討する。</p>
第3章 基本的事項	
1. 対象とする災害	<p>★対象とする災害【第2回議事概要 ⑦-（1）】 ☑南海トラフ巨大地震（広域同時災害）に加えて局地災害（安芸市及びその周辺のみが台風等で被災）を追加することを検討する。</p>
第2編 本編	
第1章 組織体制・指揮命令系統	
2. 災害廃棄物処理チーム	<p>▼役所内体制の確立【ガイドライン p.6】 ・他課を含む役所内の組織体制と災害廃棄物関連業務の内容を整理する（公費解体、受援体制構築も含む）。 ☑各業務の担当部署、必要人数等を検討する。 ・災害時の組織体制に建築・土木職等の技術職が必要であることを記載する。</p>
第3章 協力・支援体制	
2. 近隣自治体の協力・支援	<p>▼関係者との連携【ガイドライン p.18】 ・地域ブロック行動計画に基づく支援要請フローを記載する。 ☑計画を役所内（首長等の上層部や関係他課）で周知する。</p>

<p>▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項</p> <p>★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項</p> <p>*：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項</p> <p>☑：計画に記載しないまでも、課内で整理や検討すること等で計画の実行性が向上する事項</p> <p>・：補足等</p>	
現行処理計画の 目次	安芸市 確認及び検討のポイント
3. 民間事業者との連携	<p>▼関係者との連携【ガイドライン p.18】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害支援協定締結先も含む具体的な複数の支援要請先（連絡先窓口を含む）及び支援の内容を記載する。 ・協定の支援内容・発動条件が分かるように整理する。 <p>☑関係者（協定締結先）と平時から情報交換や協議を定期的に行う。</p> <p>☑計画を民間事業者へ周知する。</p>
	<p>★地元業者との連携【第1回議事概要 ⑥】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物処理業者は建設業と関係が深いため、道路啓開作業と人員・車両が競合する懸念があり、協定の発動条件や優先順位を事前に確認する。
第5章 災害廃棄物処理業務	
1. 災害廃棄物処理業務の 全体像	<p>▼スケジュール検討【ガイドライン P.7】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理のタイムラインや処理スケジュール（特に初動期を詳細に記載したもの）により災害廃棄物処理事業の全体像を把握できるように整理する。
	<p>★タイムラインによる把握【第2回議事概要 ⑦-（3）】</p> <p>☑大規模災害と小規模災害に分けて処理スケジュールを検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理・災害廃棄物処理について、立ち上がりとピークタイムラインで整理する。
6. 仮置場	<p>▼仮置場の確保・設置【ガイドライン p.12～14】</p> <p>▼仮置場の管理・運営【ガイドライン p.15～16】</p> <p>☑仮置場の管理・運営に関して、災害支援協定締結事業者等との事前調整について整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮置場で必要な作業や職員の役割、必要人数を記載する。 ・受付での留意事項や便乗ごみ対策を整理する（最低1名は被災自治体職員を仮置場へ配置する）。 ・必要人員の確保方法や民間事業者の活用について検討する。 ・必要な資機材、管理に必要な重機等の調達先や支援要請先を記載する。

<p>▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項</p> <p>★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項</p> <p>*：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項</p> <p>☑：計画に記載しないまでも、課内で整理や検討すること等で計画の実行性が向上する事項</p> <p>・：補足等</p>	
現行処理計画の 目次	安芸市 確認及び検討のポイント
	<p>・夜間の不法投棄対策、火災予防措置、安全管理の方法を記載する。</p> <p>★一次仮置場から二次仮置場への移行【第3回に向けて ⑧】</p> <p>☑市町村の一次仮置場と県の二次仮置場として想定する場所が重複することが想定される場合には、補助制度及び経理処理の整理のため、事前協議の必要性について検討する。</p> <p>(搬入が一時的に止まる等、現場レベルで困難が生じる恐れがある。)</p>
10. 家屋の解体	<p>★土木部門との連携【第1回議事概要 ①】</p> <p>・解体単価の設定等を含め、建築部門との連携が不可欠となる部分について整理する。</p>
14. し尿・生活雑排水 (3) 本市の役割	<p>★県・市町村の役割【第2回議事概要 ⑤、⑥】</p> <p>・仮設トイレの準備とレンタル手配について、県と市町村の役割を整理する。</p>
(3) 本市の役割 エ 浄化槽の復旧及び仮設住宅浄化槽の設置	<p>★浄化槽へのマンホールトイレ設置【第2回議事録 ⑥】</p> <p>☑浄化槽にマンホールトイレを設置する際の、浄化槽とマンホールトイレとの適合状況と行政側の運用方法について整理をする。</p>
【提案】 追加を検討する 内容	安芸市 事項、ポイント
第5章 災害廃棄物処理業務	
14. し尿・生活雑排水 ●. (し尿等) 固形化物	<p>* (し尿等) 固形化物の特性</p> <p>・公衆衛生の確保に配慮し、適正処理が必要であることを記載する。</p> <p>☑尿の収集運搬について、地元業者が複数市町村にまたがり許可を受けている場合について、調整方法を整理する。</p> <p>☑現状ではし尿収集車の各団体が独立して活動しているため、団体間調整について検討する。</p> <p>☑仮設トイレやバキューム車の到着が大幅に遅延する際に講ずる対応策について検討する。</p> <p>☑収集車両の燃料の確保（能登では、運搬車両の燃料が十分に確保できなかった事例があった。）</p>

<p>▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項</p> <p>★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項</p> <p>*：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項</p> <p>☑：計画に記載しないまでも、課内で整理や検討すること等で計画の実行性が向上する事項</p> <p>・：補足等</p>	
【提案】 追加を検討する 内容	安芸市 事項、ポイント
● 片付けごみ	<p>▼片付けごみ対応【ガイドライン p.11】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・片付けごみの回収方法（住民が仮置場に直接搬入、自宅敷地内に排出後に自治体が回収、地域で集積所を設置・管理し自治体が仮置場まで運搬等）を災害の種類や規模ごとに検討する。 ・無管理の集積所が発生した場合の対応方法について整理する。 ・自治体が戸別回収する場合の体制構築方法を検討する。 ・高齢者や運搬車両を所有していない人の片付けごみの収集方法を検討する。
● 風水害における災害廃棄物の特徴	<p>*水害のタイムライン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風水害における情報収集・検討事項及び災害廃棄物処理の流れについて取りまとめる。 <p>*水害廃棄物の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粗大ごみ、生活ごみ及びびし尿等についての記載を検討する。
● 災害廃棄物処理実行計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生時と風水害発生時における実行計画に必要な事項と適宜見直しを行う事項を取りまとめる。
第●章 災害ボランティアとの連携	
	<p>*平時・発災後の連携、関係機関の役割分担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアの種類、役割、連携方法について取りまとめる。
第●章 職員研修・訓練	
● 職員研修・訓練	<p>▼人材育成【ガイドライン p.19】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図上演習や訓練等の人材育成につながる活動内容について具体的に記載することを検討する。 ☑連携先（事業者を含む）との継続的な訓練の実施を検討する。 ☑災害廃棄物処理業務の実務経験者をリストアップする。

<p>▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項</p> <p>★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項</p> <p>*：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項</p> <p>☑：計画に記載しないまでも、課内で整理や検討すること等で計画の実行性が向上する事項</p> <p>・：補足等</p>	
【提案】 追加を検討する 内容	安芸市 事項、ポイント
第●章 事務委託	
	<p>*事務委託の判断</p> <p>☑委託の判断基準を検討する。</p>
	<p>*議会決議の期間への対応</p> <p>☑事務委託（議会決議が必要）発動までに要する2～3ヶ月の期間における対応策を整理する。</p>
第●章 受援計画	
● 本市における受援計画	<p>★受援体制の構築【第2回議事概要 ③】</p> <p>☑大規模災害時に市職員のみでの対応は困難であり、外部応援職員の受け入れが前提となるため、技術職や地元職員は、外部支援職員への指示・調整・支援を担う役割になることについて整理する。</p> <p>・災害ごみ・し尿については、建設課職員が環境課の支援まで手が回らない可能性があるため、環境課が主体的に外部（市外・県外）支援を要請できる体制づくりを検討する。</p>
	<p>★受援における環境整備【第2回議事概要 ④】</p> <p>・資機材、実務環境、宿泊等について検討する。</p> <p>・支援側・受入側で「宿泊・寝具等をどこまで準備するか」を明確化し、「これだけは持参」等をマニュアル化することを検討する。</p>
● 国から被災自治体への支援制度	<p>*国土交通省と環境省の支援制度の整理</p> <p>・発災時の宅地内にある廃棄物・土砂の排出に係る国から自治体への支援制度（堆積土砂排除事業（国土交通省所管）災害廃棄物処理事業（環境省所管））について取りまとめる。</p>
第●章 事業費管理（補助金と災害報告書作成）	
● 災害廃棄物処理事業補助金と関連業務	<p>*補助金</p> <p>・災害等廃棄物処理事業補助金と廃棄物処理施設災害復旧事業補助金について参考となるHP及びURLを記載する。</p>

- ▼：ガイドラインに基づき確認及び検討する事項
- ★：意見交換会に基づき確認及び検討する事項
- *：災害廃棄物処理における新たな知見等に基づき確認及び検討する事項
- ☑：計画に記載しないまでも、課内で整理や検討すること等で計画の実行性が向上する事項
- ・：補足等

【提案】 追加を検討する 内容	安芸市 事項、ポイント
	<p>*災害報告書の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害査定に備えて、必要となる情報（被災情報や災害廃棄物処理時の記載すべき内容）を平時から整理する。 ・発災後からの記録を（1日1行程度のメモ書きであっても）必ず残すことを検討する。 <p>☑「災害廃棄物処理に係る市町村行動マニュアル」（高知県 HP）についての記載を検討する。</p>

5. 現地調査・意見交換会

(1) 現地調査

実効性の高い検討とするため、仮置場候補地等について、立地や利用に際して留意すべき点に着目して一部自治体で現地調査を実施した。

(2) 意見交換会

モデル自治体の災害廃棄物担当部局及び関連部局、有識者等関係者との意見交換会を表 9 のとおり開催した。

表 9 意見交換会概要

意見交換会	概要
第 1 回意見交換会	業務概要の説明、事前アンケート結果及びモデル自治体における課題、県からの情報提供等。
第 2 回意見交換会	現地調査、ヒアリング結果報告、環境省からの情報提供、業務の進捗状況に関する報告、関連事業団体を交えた意見交換等。
第 3 回意見交換会	処理計画改定骨子（案）の説明、業務に関する有識者からの助言や意見交換等。